４　個人情報保護宣言は、本人がこれを適切に理解した上で自らの判断により選択の機会を行使することができるような表示等により構成するのが望ましく、そのための工夫として次に掲げる例が考えられる。

⑴　階層構造（要点を複数の項目にまとめ各項目を選択すると詳細な内容が見られる構造をいう。）による表示

⑵　アイコン、イラスト、動画等の視覚的ツールの活用

⑶　ポップアップによる同意取得

（解説）

○　公表方法の具体例

例えば、次のような方法がある。

①　事務所の窓口等でのポスター・書面等の掲示・備付け

②　パンフレットへの記載・配布

③　インターネットのホームページへの掲載

（参照条文：保護法21条、32条、基本方針、金融分野ガイドライン20条）

（仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い）

第30条　協会員による仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いについては、仮名加工情報及び匿名加工情報に関連する法令等を遵守しなければならない。

（本協会への報告）

第31条　本協会は、協会員による本指針の遵守を確認するために、適宜報告を求めることができる。

２　本協会は、協会員に対し、本指針を遵守させるために必要な指導、勧告その他の措置を行うものとする。

３　協会員は、本指針を遵守するとともに、本協会が行う必要な指導及び勧告その他の措置に従わなければならない。

附　則

この指針は、平成19年12月19日から施行する。

附　則

この改正は、平成20年５月１日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第２条（解説）第４号⑶の①

第３条（解説）⑴の⑦

第４条（解説）⑷

第６条（解説）⑶の④、⑷の①

第７条（解説）⑵の②、⑶の②及び③、⑷

第９条（解説）⑹、⑺の①

第14条（解説）⑵の④、⑶の①

第16条（解説）⑷

第20条（解説）⑷

を改正する。

附　則

この改正は、平成22年３月31日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第１条１項、（解説）⑷

第２条１項、２項、４項、５項、６項（解説）１、２、３の⑴の②４の⑶⑷、７項

第３条２項、３項、４項（解説）⑴、５項

第４条２項、３項（解説）⑵の③

第５条（解説）⑵

第６条１項、２項、３項⑵、（解説）⑵、⑶の②⑯⑰、⑷の①、⑸

第７条⑸、⑹、⑺、⑼、（解説）⑴

第９条２項、４項⑴、（解説）⑹、⑺、⑻、⑼の③④

第11条１項、３項⑶

第13条１項、２項⑵

第14条１項⑵、（解説）⑵の②⑮⑯⑰、⑶の①、⑷、⑹、⑻、⑽

第15条１項

第16条２項、（解説）⑵の①②③

第19条

第20条（解説）⑻

第22条１項

第24条３項

を改正する。

附　則

この改正は、平成29年５月30日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第１条、（解説）⑷

第２条１項、２項、３項、４項、５項、６項、７項、８項、９項、10項、11項、12項、13項、14項（解説）１、２、３、４、５、６、７、８

第３条１項、３項、５項（解説）⑵、⑶、⑷

第４条１項、２項、３項（解説）⑵

第５条、（解説）

第６条１項、２項（解説）⑴、⑶、⑷、⑸

第７条１項、２項、３項、４項（解説）⑵、⑶、⑷、⑸

第８条１項、２項（解説）⑴、⑵、⑶、⑷

第９条１項、２項（解説）⑴、⑵、⑶、⑷、⑸、⑹、⑺、⑻、⑼

第10条１項、２項（解説）⑴、⑵、⑶、⑷

第11条１項

第12条（解説）

第13条２項（解説）

第14条１項、２項、３項、４項、５項、６項、７項、８項（解説）⑴、⑵、⑶、⑷、⑸、⑹、⑺、⑻、⑼、⑽、⑾、⑿、⒀、⒁、⒂

第15条、（解説）⑴、⑵、⑶、⑷

第16条１項、２項、３項、４項（解説）⑴、⑵、⑶、⑷、⑸

第17条１項、２項、３項、４項、５項（解説）⑴、⑵、⑶、⑷

第18条１項、２項、３項（解説）⑴、⑵

第19条１項、２項（解説）⑴、⑵、⑶、⑷、⑸

第20条１項、２項（解説）⑴、⑵

第21条１項、２項、３項（解説）⑴、⑵、⑶

第22条、（解説）

第23条１項、２項、３項、４項（解説）⑴、⑵、⑶、⑷、⑸、⑹、⑺、⑻、⑼